

有料職業紹介事業 <取扱職種又は取扱地域の変更>

※労働関係法令違反があった事業所からの学卒求人を受理しないこととする場合には、この届出が必要です。

提出様式

①	有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 (様式第6号)	原本1部	コピー2部
---	----------------------------	------	-------

添付書類

なし

● ただし、国外にわたる職業紹介を行う場合は、下記の添付書類が必要です。

①	相手先国の関係法令及びその日本語訳 ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要です。	—	コピー2部
②	相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類 ※相手先国での許可証等の写し及びその日本語訳、又は法律専門家の証明する書類及びその日本語訳。 相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分が必要です。	—	コピー2部

※国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関（業務提携先企業）を利用するときは、取次機関の届出に関する書類も必要です。
※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

なし

提出期限

変更後、10日以内

有料職業紹介事業 <取次機関の届出・変更>

※国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関（業務提携先企業）を利用するときは、取次機関に関する届出が必要です。

提出様式

①	有料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号)	原本1部	コピー2部
②	取次機関に関する申告書 (通達様式第10号)	原本1部	コピー2部

添付書類

①	相手先国の関係法令及びその日本語訳 ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要です。	—	コピー2部
②	相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類 ※相手先国での許可証等の写し及びその日本語訳、又は法律専門家の証明する書類及びその日本語訳。 相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分が必要です。	—	コピー2部
③	取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書等及びその日本語訳 ※申請者と取次機関のそれぞれの業務分担（役割範囲）が記載された部分が必要です。	—	コピー2部

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

なし

提出期限

変更後、10日以内